

- 1 会議名 議会運営委員会
2 日時 平成28年2月22日（月）
開会 午前10時
閉会 午前10時44分
3 場所 正・副議長応接室
4 出席議員 （委員長）梅村 均、（副委員長）木村冬樹
櫻井伸賢、相原俊一、堀 巖
宮川 隆議長、黒川 武副議長
5 欠席議員 なし
6 説明員 議会事務局長尾関友康、行政課長中村定秋
議会事務局主査田島勝己

7 委員長あいさつ

8 議長あいさつ

9 協議事項

（1）3月定例会について

①議案の上程について

行政課長から付議事件のとおり人事2件、条例制定6件、条例改正25件、条例廃止1件、補正予算6件、当初予算7件、指定管理者の指定3件、道路線の廃止1件、道路線の認定1件の議案52件が上程されることを説明した。

（了承）

②会期の確認について

議会事務局主査から会期（案）のとおり説明した。

市民参加条例の制定に関する条例が上程されることにより、委員会を特別委員会で取り扱うこととなった。3月7日に特別委員会の設置を追加することとなった。（了承）

梅村 均委員長：3月18日及び22日に市民参加条例に関する特別委員会を開催することを含んでほしい。

③議案精読時間について

梅村 均委員長：協議の結果、精読時間を10分とする。（了承）

④代表質問の発言順位について

梅村 均委員長：慣例どおりとする。なお、代表質問の質問順序は、創政会、闊政クラブ、志政クラブ、日本共産党岩倉市議団、公明党の順に行う。（了承）

⑤本会議での写真撮影について（施政方針、代表質問）

議会事務局主査：従来どおり、議場において施政方針説明時及び代表質問時に広報の職員が撮影します。施政方針の写真は、市広報に代表質問の写真は、議会だよりに掲載されます。(了承)

⑥ 一般質問の発言順位について

梅村 均委員長：8人から通告されている。16日及び17日それぞれ4人の割り振りとする。(了承)

一般質問の発言順位は、くじの結果、別紙のとおり決定した。(了承)

議会事務局主査：ヒアリング日程表を皆様にお渡しします。

⑦ 平成28年度一般会計予算の本会議質疑区分表について

議会事務局主査から款項目区分については、先回と変わらないことを説明した。委員会分については、議案の付託に関して開催する議会運営委員会で示すことを併せて説明した。

木村冬樹副委員長：款4衛生費の項1保健衛生費について、目の部分に関して健康課と環境保全課を区分してはどうか。

議会事務局主査：目1から目4まで健康課、目5から目7までは環境保全課が該当しておりますので、目4及び目5で区分したいと思います。(了承)

⑧ 請願及び陳情について

ア. 請願について

議会事務局主査：請願は提出予定の問い合わせもなく、現在1件も提出されておられません。

イ. 陳情について

議会事務局主査：陳情は2件(別添のとおり)提出されております。

櫻井伸賢委員：軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情について、別紙参照と書いてある部分があるが、この文書に付いていないのか。

議会事務局主査：今回は、関係資料の添付を省略しました。議会でお渡しする際には、関係資料も一緒に添付します。

梅村 均委員長：協議の結果、宇宙船地球号を守る為の陳情・地球社会建設決議陳情書は、受け付けないこととする。(了承)

(2) その他

① 3月定例会中における議案の追加上程の予定について

次のアからウまでに関して、行政課長から説明があった。

ア. 補正予算について

行政課長：国の補正予算に関して、国へ申請している案件があります。国

会で可決されましたら、平成 27 年度補正予算（第 6 号）として上程し、平成 28 年度当初予算に関係する部分があります。二重計上とならないように平成 28 年度当初予算を補正予算（第 1 号）として予算を減額することを予定しております。

黒川 武副議長：当初予算として可決した後、新たに補正予算を取り扱うのか。

行政課長：そのとおりです。

イ．議案第 19 号及び消防団員の公務災害補償に関する条例の改正について

行政課長：政令の公布によって、条例改正が必要になります。今週中に政令が公布されると見込んでおります。

黒川 武副議長：政令の公布を待っている状況だが、どのような改正内容になるのか。

行政課長：係数を変更するものであります。

黒川 武副議長：年金一元化に伴う措置なのか。

行政課長：そのとおりです。

ウ．固定資産評価員について

行政課長：職員から任命することになっており、議決事項となっております。

現在は前総務部長が評価員をしておりますが、新たに固定資産評価員の選任を予定しています。

②議案第 21 号について

堀 巖委員：この議案が上程されるまでの経緯について、会派内でも疑義があるという意見があった。報酬審議会で報酬を審議して答申を出す過程の中で議会とのかかわりがなかったのではないかと。執行期間側の補助機関で一定答申を出すことを慣例で了としてきた。議会基本条例では、議員の報酬は議会で決めるということの規定している。答申結果を議会に出して、議会で協議した結果を戻して議案として上程する手順が正しいと思うが、議会運営委員会でも確認を行い、次期に向けて正しい方向に進めるべきと思うがどうか。

先日の全員協議会で報酬審議会が 2 回開催されたことと答申がされた報告があったと思う。中間報告のようなものを全員協議会で報告するものと感じていたが、先日の全員協議会で言いそびれてしまった。その件について、議長、副議長に示されているのだろうか。

宮川 隆議長：開催されたことと結果の報告は、受けている。

堀 巖委員：全体で協議して議会として決定する行為がされていないのが、議会基本条例に反するのではないのか。

木村冬樹副委員長：議会が諮問して答申を受けるものと思う。市の附属機関を議会の附属機関とみなすこととしないといけない。

宮川 隆議長：議会基本条例制定時にも議論がされていた。市の附属機関で審議していただくことで、本来開くべき会議を念頭に置いていなかった。議員報酬は、報酬審議会の議題に含んでいなかったと思う。

行政課長：特別職と議員しか該当しておらず、教育長は含んでいなかったものでありますが、現在は教育長も含んでおります。

宮川 隆議長：自分達がお手盛りと言われないように、あえて手を引いていたということを否認ないと思う。今の指摘どおり法に基づいて行うのであれば、一番正しい方向、市民から見た正しい方向を見据えながら制度を変える必要があると思う。

黒川 武副議長：議会基本条例と今まで実施してきたやり方を整理する必要がある。全体にかかる話であるのでしっかりした場を持つべきでないか。今回の答申案はかなり議論されたと聞いている。傾聴しないといけない意見もあったと聞いている。よい問題提起をいただいたので、議長のもとで場を設けることでどうか。

梅村 均委員長：全員協議会か議会基本条例推進協議会で扱うか場を設けることとする。

10 その他

(1) 職員の退職あいさつについて

議会事務局主査から3月定例会閉会式終了後に慣例に基づき、退職する部長のあいさつを行うことを説明した。慣例どおり在職年数の長い期間の順に行うため、総務部長、消防長の順にあいさつを行うことも説明した。

梅村 均委員長：慣例により総務部長、消防長の順にあいさつを行う。(了承)

(2) ほっと情報メールの配信について

議会事務局主査から配信について、説明した。

堀 巖委員：前日の配信にこだわらなくてもよいのでないか。一般質問する議員も決まったから先に送信してはどうか。

議会事務局主査：全体のを先に配信しています。送信文に広報を見ていただくよう案内しています。

堀 巖委員：広報を見ていただくよう案内するのでなく、できるだけ情報を配信すべきでないか。

木村冬樹副委員長：全体のを配信する際に各会議の日いち、一般質問する議員の周知をしたらどうか。議会基本条例検証特別委員会も周知しては、

どうか。

議会事務局主査：事前に配信できるものは、配信します。

梅村 均委員長：傍聴者増対策として区長に3月定例会開会の案内を文書で
させていただく。